

改 正 後				
別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表				
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
⑩	(イ) …… (ロ) ……	…	…	※ ……。 (1) マンシ ョン建替法第 109条第1 項に規定す る決議特定 要除却認定 マンション を除却した 後の土地 … (2) …… (3) ……
⑭	(イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) ……	…	…	※1 ……。 ※2 ……。 ※3 ……。 (1) …… (2) …… (3) …… (4) …… ※4 ……、 当該提出され た書類の写し

改 正 前				
別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表				
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
⑩	(イ) …… (ロ) ……	…	…	※ ……。 (1) マンシ ョン建替法第 109条第1 項に規定す る決議要除 却認定マン ションを除 却した後の 土地… (2) …… (3) ……
⑭	(イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) ……	…	…	※1 ……。 ※2 ……。 ※3 ……。 (1) …… (2) …… (3) …… (4) …… ※4 ……、 当該提出され た書類（所轄

改正後					改正前				
				とすることが できる。					税務署の受理 日付印のある ものに限 る。)の写し とすることが できる。
⑮	(イ)			※1	⑮	(イ)			※1
(イ)	(ロ)			※2	(イ)	(ロ)			※2
	(ハ)			※3		(ハ)			※3
(ロ)	(ニ)			(1)	(ロ)	(ニ)			(1)
A				(2)	A				(2)
B				(3)	B				(3)
C				※4	C				※4
D				当該提出され た書類の写し とすることが できる。	D				当該提出され た書類(所轄 税務署の受理 日付印のある ものに限 る。)の写し とすることが できる。
E					E				
(ハ)					(ハ)				
(ニ)					(ニ)				

改正後

別表2

収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
⑳	送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物のうち水力による発電施設、……	…	…	※1 ……。 (1) …… (2) …… (3) …… (4) …… ※2 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供するために設置される送電施設又は変電施設に限る。
㉔	(イ) …… (ロ) …… (ハ) ……	(イ) …… (ロ) 当該土地及び当該土地の上に存する資産を当該事業	…	※1 ……。 ※2 ……。

改正前

別表2

収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
⑳	送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物のうち水力による発電施設、……	…	…	※1 ……。 (1) …… (2) …… (3) …… (4) …… ※2 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業の用に供するために設置される送電施設又は変電施設に限る。
㉔	(イ) …… (ロ) …… (ハ) ……	(イ) …… (ロ) 当該土地及び当該土地の上に存する資産を当該事業	…	※1 ……。 ※2 ……。

改 正 後					改 正 前				
	の用に供 するため に <u>買い取 った旨の 証明</u> (代行 買取(※ 2)の場合 にあって は当該代 行買取を 行う者の 名称及び 所在地の 記載があ るもの)					の用に供 するため に <u>買い取 ったもの である旨 の証明</u> (代 行買取(※ 2)の場合 にあって は当該代 行買取を 行う者の 名称及び 所在地の 記載があ るもの)			
④⑥ (イ) (ロ)	(イ) (ロ) A B 近畿 圏の近 郊整備 <u>区域</u> 及 び都市 開発区 域の整 備及び 開発に 関する 法律第 5条の	※。	④⑥ (イ) (ロ)	(イ) (ロ) A B 近畿 圏の近 郊整備 <u>地域</u> 及 び都市 開発区 域の整 備及び 開発に 関する 法律第 5条の	※。

改 正 後					改 正 前				
	2 第 1 項 第 1 号 から 第 3 号 まで 及 び 第 6 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 条 件 に 該 当 す る 区 域					2 第 1 項 第 1 号 から 第 3 号 まで 及 び 第 6 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 条 件 に 該 当 す る 区 域			
④⑧	(イ) (ロ)、 当該土地 及び資産 が当該流 通業務団 地造成事 業に係る 同法第11 条第1項 第11号に 掲げる流 通業務団 地につい て同条第 2項の規 定により 都市計画 に定めら		④⑧	(イ) (ロ)、 当該土地 及び資産 が当該流 通業務団 地造成事 業に係る 同法第11 条第1項 第10号に 掲げる流 通業務団 地につい て同条第 2項の規 定により 都市計画 に定めら	

改 正 後					改 正 前				
	れた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨又は……					れた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨又は……			
48の2 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第4条第1項に規定する政令で定める区域（※1）内において行う都市計画法第11条第1項第12号《都市施設》に掲げる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産が買い取られた場合（※2）	(イ) …… (ロ) ……	……	……	※1 「東日本大震災復興特別区域法第4条第1項に規定する政令で定める区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令（平成23年政令第409号）第2条各号に掲げる区域をいう。 ※2 ……。 ※3 ……。	48の2 特定被災区域（※1）内において行う都市計画法第11条第1項第11号《都市施設》に掲げる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産が買い取られた場合（※2）	(イ) …… (ロ) ……	……	……	※1 「特定被災区域」とは、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第4条第1項に規定する特定被災区域をいう。 ※2 ……。 ※3 ……。
48の3 都市計画法第11条第1項第13号《都市施設》に掲げる一団地の復興再生拠点市街地	(イ) …… (ロ) ……	……	……	※ ……。	48の3 都市計画法第11条第1項第12号《都市施設》に掲げる一団地の復興再生拠点市街地	(イ) …… (ロ) ……	……	……	※ ……。

改 正 後					改 正 前				
形成施設の整備に関する事業に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産が買い取られた場合(※)					形成施設の整備に関する事業に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産が買い取られた場合(※)				
⑤②、 又は譲渡する目的で行う50戸以上の一団地の住宅経営に係る事業である旨及び当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買い取った旨</u> の証明		⑤②、 又は譲渡する目的で行う50戸以上の一団地の住宅経営に係る事業である旨及び当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買い取ったものである旨</u> の証明	
⑤⑤ 漁業法第93条第1項《 <u>公益上の必要による漁業権の取消し等</u> 》、.(価値の減少を含む。)をした場合		⑤⑤ 漁業法第39条第1項《 <u>公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止</u> 》、.(価値の減少を含む。)した場合	
⑤⑥(価値の減少を含む。)をした		⑤⑥(価値の減少を含む。)した場	

改正後					改正前				
場合					合				
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>					<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>				

改 正 後					改 正 前				
別表4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					別表4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
①	左欄に該当する住宅の建設又は宅地造成のために土地等を買収した旨を証する書類	※1 ※2	①	左欄に該当する住宅の建設又は宅地造成のために土地等を買収したものである旨を証する書類	※1 ※2
②	当該収用の対償に充てるために土地等を買収した旨を証する書類		②	当該収用の対償に充てるために土地等を買収したものである旨を証する書類	
②の2	左欄の契約に基づき当該収用の対償に充てるために土地等を買収した旨を証する書類及びその契約書の写し		②の2	左欄の契約に基づき当該収用の対償に充てるために土地等を買収したものである旨を証する書類及びその契約書の写し	
②の3	(イ) 当該住宅地区改良事業のために土地等を買収した旨を証する書類 (ロ)		②の3	(イ) 当該住宅地区改良事業のために土地等を買収したものである旨を証する書類 (ロ)	
②の4	当該公営住宅の買取りにより土地等を買収した旨を証する書類		②の4	当該公営住宅の買取りにより土地等を買収したものである旨を証する書類	
③ 土地区画整理事業として行われ	(イ) 当該土地等を一団の宅地の造成事	措置法34条の2	※ 土地区画整理法による土地区	③ 開発許可(※)を受けて行われ	(イ) 当該土地等を当該事業の用に供す	措置法34条の2	※ 都市計画法第29条第1項《開

改 正 後				改 正 前				
<p>れる一団の宅地造成事業で次に掲げる要件を満たすもの用に供するために、平成6年1月1日から令和5年12月31日までの間に、買い取られる場合(※)</p> <p>(イ) 当該土地区画整理事業の土地区画整理法第2条第4項《定義》に規定する施行地区の全部が都市計画法第7条第1項《区域区分》の市街化区域と定められた区域に含まれるものであること。</p> <p>(ロ) 当該造成に係る一団の土地(当該土地区画整理事業の施行地区内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有</p>	<p>業の用に供するために買い取った旨、当該土地等の買取りをした年の前年以前の年において当該土地等が買い取られた者から当該事業の用に供するために土地等を買取ったことがない旨及び当該土地等が当該買取りをする者の有する土地と併せて一団の土地に該当することとなる旨を証する書類</p> <p>(ロ) 土地区画整理法第98条第1項《仮換地の指定》の規定による仮換地の指定がない旨又は最初に行われた当該指定の効力発生の日の年月日を証する書類</p> <p>(ハ) 当該一団の宅地の造成事業に係る宅地の造成及び宅地の分譲が左欄に</p>	<p>土地区画整理事業を施行する者</p> <p>国土交通大臣</p>	<p>2項3号措置法規則17条の2 1項3号</p> <p>画整理事業に係る同法第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項又は第51条の2第1項に規定する認可の申請があった日の属する年の1月1日以後(当該土地区画整理事業の施行地区内の土地等につき同法第98条第1項の規定による仮換地の指定(仮に使用又は収益をすることができる権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。)が行われた場合には、同日以後その最初に行われた当該指定の効力発生の日の前日までの間)に買い取られる場合(当該土地等が区分欄のロの個人又は法人の有する当該施行地区内に</p>	<p>る一団の宅地造成事業で次に掲げる要件を満たすもの用に供するために、平成6年1月1日から令和2年12月31日までの間に、買い取られる場合</p> <p>(イ) 当該造成に係る一団の土地の面積(優先分譲宅地の合計面積を除く。)が5ヘクタール以上のものであること。</p> <p>(ロ) その事業により造成され、かつ、住宅建設の用に供される土地の面積が、当該造成に係る一団の土地の面積から都市</p>	<p>るため買い取ったものである旨、当該土地等の買取りをした年の前年以前の年において当該土地等が買い取られた者から当該事業の用に供するために土地等を買取ったことがない旨及び当該土地等が買い取られた者に対し当該事業により造成される宅地の分譲をすることを約して買い取ったものでない旨を証する書類(3の2)において「買取り等を証する書類」という。)</p> <p>(ロ) 当該一団の宅地の造成に関する事業に係る宅地の造成及び宅地の分譲が左に掲げる要件を満たすものであることにつき認定をした旨を証する書類の写し</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>2項3号イ・ハ措置法規則17条の2 1項3号</p>	<p>発行の許可》の許可をいう。</p>

改 正 後				改 正 前					
<p>する当該施行地区内にある一団の土地に限る。)の面積が5ヘクタール以上のものであること。</p> <p>(ハ) 公募の方法により分譲される一の住宅の建設の用に供される土地(建物の区分所有等に関する法律第2条第1項《定義》の区分所有権の目的となる建物の建設の用に供される土地を除く。)の面積が170㎡(地形の状況その他の特別の事情によりやむを得ない場合にあっては、150㎡)以上であること。</p> <p>(ニ) 当該事業により造成され</p>	<p>掲げる要件を満たすものであることにつき認定をした旨を証する書類(当該土地画整理事業に係る土地画整理法第4条第1項《施行の認可》、第14条第1項若しくは第3項《設立の認可》又は第51条の2第1項《施行の認可》に規定する認可の申請書の受理年月日の記載のあるものに限る。)の写し</p>			<p>ある土地と併せて一団の土地に該当することとなる場合に限るものとし、当該土地画整理事業(その施行者が同法第51条の9第5項に規定する区画整理会社であるものに限る。)の施行に伴い、当該区画整理会社の株主又は社員である者の有する土地等が当該区画整理会社に買い取られる場合を除く。)に限り、この特例の適用がある。</p>	<p>計画法第4条第14項《定義》に規定する公共施設の用に供される土地の面積を控除した面積の2分の1以上であること。</p> <p>(ハ) その事業により造成され、かつ、公共施設の用に供される土地の面積が、当該造成に係る一団の土地の面積の10分の3以上であること。</p>				

改 正 後					改 正 前				
<p><u>る宅地の分譲 が公募の方法 により行われ るものである こと。</u></p>					<p><u>れる一の住宅 の建設の用に 供される土地 (建物の区分 所有等に関す る法律第2条 第1項の区分 所有権の目的 となる建物の 建設の用に供 される土地を 除く。)の面積 が170㎡(地形 の状況その他 の特別の事情 によりやむを 得ない場合に あつては、150 ㎡)以上であ ること。</u></p>				
					<p><u>(ホ) 当該造成に 係る一団の土 地の面積が20 ヘクタール未 満である場合 には、その一 団の土地の面 積のうち優 先分譲宅地の 合計面積の占 める割合が 10%未満であ ること。</u></p>				
					<p><u>(ハ) 当該造成さ</u></p>				

改 正 後					改 正 前					
					れる宅地（優先分譲宅地を除く。）の分譲が公募の方法により行われるものであること。					
(廃止)					<p>③の② 土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業で次に掲げる要件を満たすもの用に供するために、平成6年1月1日から令和2年12月31日までの間に、買取られる場合(※)</p> <p>(イ) 当該造成に係る一団の土地（当該土地区画整理事業の施行地区内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有する当該施行地区内にある一団の土地に限る。）の面積が5ヘクター</p>	<p>(イ) 買取り等を証する書類及び当該土地等が当該買取りをする者の有する土地と併せて一団の土地に該当することとなる旨を証する書類</p> <p>(ロ) 土地区画整理事業第98条第1項《仮換地の指定》の規定による仮換地の指定がない旨又は最初に行われた当該指定の効力発生の日の年月日を証する書類</p> <p>(ハ) 当該一団の宅地の造成に関する事業に係る宅地の造成及び宅地の分譲が左に掲げる要件を満たすものであることにつき認定をした旨を証する書類（当該土地区画整理事業に係る</p>	<p>当該土地等の買取りをする者</p> <p>土地区画整理事業を施行する者</p> <p>国土交通大臣</p>	<p>措置法34条の2 2項3号 ロ・ハ 措置法規則17条の2 1項 4号</p>	<p>※ 土地区画整理事業による土地区画整理事業に係る同法第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項又は第51条の2第1項に規定する認可の申請があった日の属する年の1月1日以後（当該土地区画整理事業の同法第2条第4項に規定する施行地区内の土地等につき同法第98条第1項の規定による仮換地の指定（仮に使用又は収益をすることができ権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。）が行われた場合に</p>	

改 正 後					改 正 前				
					<p>ル以上のものであること。</p> <p>(ロ) 公募の方法により分譲される一の住宅の建設の用に供される土地(建物の区分所有等に関する法律第2条第1項の区分所有権の目的となる建物の建設の用に供される土地を除く。)の面積が170㎡(地形の状況その他の特別の事情によりやむを得ない場合にあっては、150㎡)以上であること。</p> <p>(ハ) 当該造成される宅地(優先分譲宅地を除く。)の分譲が公募の方法により行われるものであること。</p>	<p>土地区画整理法第4条第1項《施行の認可》の又は第14条第1項若しくは第3項《設立の認可》又は第51条の2第1項《施行の認可》に規定する認可の申請書の受理年月日の記載のあるものに限る。)の写し</p>			<p>は、同日以後その最初に行われた当該指定の効力発生の日の前日までの間に買い取られる場合(当該土地区画整理事業(その施行者が同法第51条の9第5項に規定する区画整理会社であるものに限る。)の施行に伴い、当該区画整理会社の株主又は社員である者の有する土地等が当該区画整理会社に買い取られる場合を除く。)に限り、この特例の適用がある。</p>
④	公有地の拡大の推進に関する法律第6	措置法34条の2		④	同法第6条第1項の協議に基づき当該	措置法34条の2	

改 正 後					改 正 前				
	条第1項の協議に基づき当該土地を買い取った旨を証する書類		2項4号 措置法規則17条の2 1項 4号			土地を買い取ったものである旨を証する書類		2項4号 措置法規則17条の2 1項 5号	
⑤	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第9条第2項の規定により当該土地を買い取った旨を証する書類	措置法34条の2 2項5号 措置法規則17条の2 1項 5号		⑤	同法第9条第2項の規定により当該土地を買い取ったものである旨を証する書類	措置法34条の2 2項5号 措置法規則17条の2 1項 6号	
⑥ (イ) (ロ) (ハ) A B C	(イ) (ロ) A 当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類 B 当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨及び当該土地等の買取りをする者が当該沿道整備推進機構である旨を証する書類	措置法34条の2 2項6号 措置法規則17条の2 1項 6号	※1 ※2 ※3	⑥ (イ) (ロ) (ハ) A B C	(イ) (ロ) A 当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類 B 当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨及び当該土地等の買取りをする者が当該沿道整備推進機構である旨を証する書類	措置法34条の2 2項6号 措置法規則17条の2 1項 7号	※1 ※2 ※3
⑦ (イ)	(イ) (ロ)	措置法34条の2	※1 ※2	⑦ (イ)	(イ) (ロ)	措置法34条の2	※1 ※2

改 正 後					改 正 前				
(ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・	A ・ ・ ・ ・ ・ 当該土地等を 当該事業の用に 供するために買 い取った旨を証 する書類 B ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	2項7号 措置法規 則17条の 2 1項 7号	※3 ・ ・ ・ ・ ・(密 集市街地におけ る防災街区の整 備の促進に関す る法律第31条第 3項第3号に規 定する間口率の 最低限度が定め られているもの に限る。) ・ ・ ・ ・ ・	(ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・	A ・ ・ ・ ・ ・ 当該土地等を 当該事業の用に 供するために買 い取ったもので ある旨を証する 書類 B ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	2項7号 措置法規 則17条の 2 1項 8号	※3 ・ ・ ・ ・ ・(密 集市街地におけ る防災街区の整 備の促進に関す る法律第31条第 3項第3号に規 定する間口等 の最低限度が定め られているもの に限る。) ・ ・ ・ ・ ・
⑧ ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ 当該土地等を 当該事業の用に 供するために買 い取った旨を証 する書類 B ・ ・ ・ ・ ・ 当該土地等を 当該事業の用に 供するために買 い取った旨及び 当該土地等の買 取りをする者が 当該中心市街地 整備推進機構で ある旨を証する 書類	・ ・ ・ ・ ・	措置法34 条の2 2項8号 措置法規 則17条の 2 1項 8号	※1 ・ ・ ・ ・ ・ ※2 ・ ・ ・ ・ ・	⑧ ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ 当該土地等を 当該事業の用に 供するために買 い取ったもので ある旨を証する 書類 B ・ ・ ・ ・ ・ 当該土地等を 当該事業の用に 供するために買 い取ったもので ある旨及び当該 土地等の買取り をする者が当該 中心市街地整備 推進機構である 旨を証する書類	・ ・ ・ ・ ・	措置法34 条の2 2項8号 措置法規 則17条の 2 1項 9号	※1 ・ ・ ・ ・ ・ ※2 ・ ・ ・ ・ ・
⑨ ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ 当該土地等を	・ ・ ・ ・ ・	措置法34 条の2 2項9号 措置法令	※1 ・ ・ ・ ・ ・ ※2 ・ ・ ・ ・ ・	⑨ ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ 当該土地等を	・ ・ ・ ・ ・	措置法34 条の2 2項9号 措置法令	※1 ・ ・ ・ ・ ・ ※2 ・ ・ ・ ・ ・

改 正 後				改 正 前					
	<p>当該事業の用に 供するために買 い取った旨を証 する書類</p> <p>B</p> <p>当該土地等を 当該事業の用に 供するために買 い取った旨及び 当該土地等の買 取りをする者が 当該景観整備機 構である旨を証 する書類</p>	<p>22条の8 11項 措置法規 則17条の 2 1 項 9号</p>			<p>当該事業の用に 供するために買 い取ったもので ある旨を証する 書類</p> <p>B</p> <p>当該土地等を 当該事業の用に 供するため買い 取ったものであ る旨及び当該土 地等の買取りを する者が当該景 観整備機構であ る旨を証する書 類</p>	<p>22条の8 13項 措置法規 則17条の 2 1 項 10号</p>	
⑩	<p>(イ)</p> <p>(ロ)</p> <p>A</p> <p>当該土地等を 当該事業の用に 供するために買 い取った旨を証 する書類</p> <p>B</p> <p>当該土地等を 当該事業の用に 供するために買 い取った旨及び 当該土地等の買 取りをする者が 当該都市再生推 進法人である旨</p>	<p>措置法34 条の2 2項10号 措置法規 則17条の 2 1 項 10号</p>	<p>※1。</p> <p>※2。</p>	⑩	<p>(イ)</p> <p>(ロ)</p> <p>A</p> <p>当該土地等を 当該事業の用に 供するために買 い取ったもので ある旨を証する 書類</p> <p>B</p> <p>当該土地等を 当該事業の用に 供するために買 い取ったもので ある旨及び当該 土地等の買取り をする者が当該 都市再生推進法</p>	<p>措置法34 条の2 2項10号 措置法規 則17条の 2 1 項 11号</p>	<p>※1。</p> <p>※2。</p>

改 正 後					改 正 前				
	を証する書類					人である旨を証する書類			
⑪	(イ) (ロ) A 当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買い取った旨</u> を証する書類 B 当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買い取った旨</u> 及び当該土地等の買取りをする者が当該歴史的風致維持向上支援法人である旨を証する書類	措置法34条の2 2項11号 措置法規則17条の2 1項 <u>11号</u>	※1 ※2	⑪	(イ) (ロ) A 当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買い取ったものである旨</u> を証する書類 B 当該土地等を当該事業の用に供するために <u>買い取ったものである旨</u> 及び当該土地等の買取りをする者が当該歴史的風致維持向上支援法人である旨を証する書類	措置法34条の2 2項11号 措置法規則17条の2 1項 <u>12号</u>	※1 ※2
⑫ (イ) (ロ)	(イ) <u>当該事業が一定の要件（※1）に該当する一団の土地の造成に関する事業として指定をした事業である旨</u> を証する書類 (ロ) A 当該事業の用に供するために	措置法34条の2 2項12号 措置法規則17条の2 1項 <u>12号</u>	※1 (1) (2) ※2 ※3	⑫ (イ) (ロ)	(イ) 一定の要件（※1）に該当する一団の土地の造成に関する事業として指定をした事業である旨を証する書類 (ロ) A 当該事業の用に供するために	措置法34条の2 2項12号 措置法規則17条の2 1項 <u>13号</u>	※1 (1) (2) ※2 ※3

改 正 後					改 正 前				
	当該土地等を買 い取った旨を証 する書類					当該土地等を買 い取ったもので ある旨を証する 書類			
	B 当該事業の用 に供するために 当該土地等を買 い取った旨を証 する書類			B 当該事業の用 に供するために 当該土地等を買 い取ったもので ある旨を証する 書類			
	C (A) 当該事業の 用に供するた めに当該土地 等を買取っ た旨を証する 書類			C (A) 当該事業の 用に供するた めに当該土地 等を買取っ たものである 旨を証する書 類			
	(B)			(B)			
⑬ (以 下この項におい て「商店街活性 化法」とい う。) (イ) A B (休憩所、集 会場、駐車 場、アーケ ードその他 これらに類 する施設を	(イ) (ロ) 当該土地等を当 該事業の用に供す るために買い取っ た旨を証する書類	措置法34 条の2 2項13号 イ 措置法規 則17条の 2 1項 13号	※ (1) (2) (当 該商店街活性 化支援事業に 係るものに限 る。)に係る同 条第1項に規 定する認定商 店街活性化支 援事業者であ る法人(……、	⑬ (以 下「商店街活性 化法」とい う。) (イ) A B (休憩所、集 会場、駐車 場、アーケ ードその他 これらに類 する施設を	(イ) (ロ) 当該土地等を当 該事業の用に供す るために買い取っ たものである旨を 証する書類	措置法34 条の2 2項13号 イ 措置法規 則17条の 2 1項 14号	※ (1) (2) (当 該商店街活性 化支援事業計 画に係るもの に限る。)に係 る同条第1項 に規定する認 定商店街活性 化支援事業者 である法人

改正後					改正前				
<p>いう。以下 <u>この項にお いて同じ。</u>) ……。</p> <p>C ……。</p> <p>D ……。</p> <p>E ……。</p> <p>(A) ……。</p> <p>(B) ……。</p> <p>(C) ……、 第4号若 しくは第 <u>11号</u>に掲 げる業務 (……) に係る資 金(同項 <u>第11号</u>に 掲げる業 務に係る ものにあ っては、 ……。)</p> <p>……。</p> <p>(四) ……。</p> <p>A ……。</p> <p>B ……。</p> <p>(講義室を 有する施設 で、資料室 を備えたも のをいう。 以下<u>この項</u> において同</p>				<p>次に掲げる要 件のいずれか を<u>満たすもの</u> に限る。)</p> <p>イ ……。</p> <p>ロ ……。</p> <p>ハ ……。</p> <p>ニ ……。</p>	<p>いう。以下 同じ。) ……。</p> <p>C ……。</p> <p>D ……。</p> <p>E ……。</p> <p>(A) ……。</p> <p>(B) ……。</p> <p>(C) ……、 第4号若 しくは第 <u>12号</u>に掲 げる業務 (……) に係る資 金(同項 <u>第12号</u>に 掲げる業 務に係る ものにあ っては、 ……。)</p> <p>……。</p> <p>(四) ……。</p> <p>A ……。</p> <p>B ……。</p> <p>(講義室を 有する施設 で、資料室 を備えたも のをいう。 以下同じ。)</p> <p>……。</p>				<p>(……、 次に掲げる要 件のいずれか を<u>満たすもの</u> に限る。)</p> <p>イ ……。</p> <p>ロ ……。</p> <p>ハ ……。</p> <p>ニ ……。</p>

改正後					改正前				
<p>街地活性化法 第7条第7項 第3号若しくは 第4号に定める 事業又は同項 第7号に定める 事業(……)で ある場合には、 500㎡)以上 であること。</p> <p>A …… ……</p> <p>及び当該認定 特定民間中心 市街地活性化 事業計画に基づ く事業により 新たに設置さ れる公共施設 の用に供され る土地の区域</p>					<p>活性化法第7 条第7項第3 号若しくは第 4号に定める 事業又は同項 第7号に定め る事業(……) である場合に は、500㎡)以 上であること。</p> <p>A …… ……</p> <p>及び当該認定 特定民間中心 市街地活性化 事業計画に基づ く事業により 新たに設置さ れる公共施設 (<u>休憩所、集 会所、駐車 場、アーケ ードその他 これらに類 する施設を いう。以下 この項にお いて同じ。</u>) の用に供さ れる土地の</p>				

改 正 後					改 正 前				
B C (ニ) (ホ)					区域 B C (ニ) (ホ)				
⑭ (イ) (ロ)	(イ) 当該事業が左欄の指定をした事業である旨を証する書類 (ロ) 当該土地等を左欄の事業の用に供するために買い取った旨を証する書類	措置法34条の2 2項14号 措置法規 則17条の 2 1項 15号	※ (1) 区分欄の(イ)の場合 (2) 区分欄の(ロ)の場合	⑭ (イ) (ロ)	(イ) 当該事業が左の指定をした事業である旨を証する書類 (ロ) 当該土地等を左の事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類	措置法34条の2 2項14号 措置法規 則17条の 2 1項 16号	※ (1) 左の(イ)の場合 (2) 左の(ロ)の場合
⑭の2)	(イ) 当該事業が左欄の指定をした事業である旨を証する書類 (ロ) 当該土地等を左欄の事業の用に供するために買い取った旨を証する書類	措置法34条の2 2項14号 の2 措置法規 則17条の 2 1項 16号	※ (1) (2)	⑭の2)	(イ) 当該事業が左の指定をした事業である旨を証する書類 (ロ) 当該土地等を左の事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類	措置法34条の2 2項14号 の2 措置法規 則17条の 2 1項 17号	※ (1) (2)
⑮ (イ) (ロ)	(イ) (ロ) 当該土地等を当該特定施設の整備の事業の用に供するために買い取った旨を証する書類	措置法34条の2 2項15号 措置法規 則17条の 2 1項 17号	※ (1) (2) イ ロ ハ ニ	⑮ (イ) (ロ)	(イ) (ロ) 当該土地等を当該特定施設の整備の事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類	措置法34条の2 2項15号 措置法規 則17条の 2 1項 18号	※ (1) (2) イ ロ ハ ニ
⑯	(イ) 当該事業が左欄の基本計画に基づ	措置法34条の2		⑯	(イ) 当該事業が左の基本計画に基づい	措置法34条の2	

改 正 後					改 正 前				
	<p>いて行われる広域臨海環境整備センター法第2条第1項第4号《定義等》に掲げる廃棄物の搬入施設の整備の事業である旨を証する書類</p> <p>(㊦) 当該土地等を当該事業の用に供するために<u>買い取った旨</u>を証する書類</p>	<p>2項16号措置法規則17条の2 1項18号</p>			<p>て行われる広域臨海環境整備センター法第2条第1項第4号《定義等》に掲げる廃棄物の搬入施設の整備の事業である旨を証する書類</p> <p>(㊦) 当該土地等を当該事業の用に供するために<u>買い取ったものである旨</u>を証する書類</p>	<p>2項16号措置法規則17条の2 1項19号</p>	
⑰	<p>当該土地を<u>生産緑地法</u>第11条第1項《生産緑地の買取り等》、.....又は第15条第2項《生産緑地の買取り希望の申出》の規定に基づき<u>買い取った旨</u>を証する書類</p>	<p>措置法34条の2 2項17号措置法規則17条の2 1項19号</p>		⑰	<p>当該土地を<u>同法</u>第11条第1項《生産緑地の買取り等》、.....又は第15条第2項《生産緑地の買取り希望の申出》の規定に基づき<u>買い取ったものである旨</u>を証する書類</p>	<p>措置法34条の2 2項17号措置法規則17条の2 1項20号</p>	
⑱ 国土利用計画法第12条第1項《規制区域の指定》の規定により規制区域として指定された区域内の土地等が同法第19条第2項《買取り請求》の規定により買	<p>当該土地等を国土利用計画法第19条第2項の規定に基づき<u>買い取った旨</u>を証する書類</p>	<p>措置法34条の2 2項18号措置法規則17条の2 1項20号</p>	取られる場合	⑱ 国土利用計画法第12条第1項《規制区域の指定》により規制区域として指定された区域内の土地等が同法第19条第2項《買取り請求》の規定により買	<p>当該土地等を国土利用計画法第19条第2項の規定に基づき<u>買い取ったものである旨</u>を証する書類</p>	<p>措置法34条の2 2項18号措置法規則17条の2 1項21号</p>	取られる場合

改 正 後					改 正 前						
⑱ (イ) (ロ) 当該土地等を当該計画に基づく事業の用に供するために <u>買い取った旨</u> を証する書類	措置法34条の2 2項19号 措置法規則17条の2 1項 <u>21号</u>	※	⑱ (イ) (ロ) 当該土地等を当該計画に基づく事業の用に供するために <u>買い取ったものである旨</u> を証する書類	措置法34条の2 2項19号 措置法規則17条の2 1項 <u>22号</u>	※		
⑳、地方拠点都市地域整備等促進法第22条第3項又は被災市街地復興特別措置法第8条第3項の規定により <u>買い取った旨</u> を証する書類	措置法34条の2 2項20号 措置法規則17条の2 1項 <u>22号</u>	※1 ※2 ※3	⑳、地方拠点都市地域整備等促進法第22条第3項又は被災市街地復興特別措置法第8条第3項の規定により <u>買い取ったものである旨</u> を証する書類	措置法34条の2 2項20号 措置法規則17条の2 1項 <u>23号</u>	※1 ※2 ※3		
㉑ (イ) (ロ) A B C D E (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ)	(イ) 当該土地等の上に存する建物等が左欄の(イ)から(ハ)までに掲げる建築物又は構築物に該当していることにより換地を定めることが困難となる次に掲げる事情のいずれかに該当する旨を証する書類 A B, 当該建物等の構造、 <u>配置設計</u> 、 (ロ)	措置法34条の2 2項21号 措置法規則17条の2 1項 <u>23号</u>	※1 ※2 ※3 ※4 ※5 ※6 ※7 ※8	㉑ (イ) (ロ) A B C D E (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ)	(イ) 当該土地等の上に存する建物等が左の(イ)から(ハ)までに掲げる建築物又は構築物に該当していることにより換地を定めることが困難となる次に掲げる事情のいずれかに該当する旨を証する書類 A B, 当該建物等の構造、 <u>配置、設計</u> 、 (ロ)	措置法34条の2 2項21号 措置法規則17条の2 1項 <u>24号</u>	※1 ※2 ※3 ※4 ※5 ※6 ※7 ※8
㉑の2	措置法34条の2		㉑の2	措置法34条の2			

改 正 後				改 正 前			
<p>(22の2) 通行障害 既存耐震不適格 建築物(※1) に該当する決議 特定要除却認定 マンション(※ 2)の敷地の用 に供されている 土地等につきマ ンション敷地売 却事業(※3) が実施された場 合において、……</p>	<p>(イ) 当該マンション 敷地売却事業に係 る決議特定要除却 認定マンションが 通行障害既存耐震 不適格建築物に該 当すること、……、 決議特定要除却認 定マンションを除 却した後の土地に 新たに建築される マンション建替法 第2条第1項第1 号に規定するマン ションに関する事 項の記載があるこ と及び……</p> <p>(ロ) ……又は 当該土地等をマン ション建替法第 124条第1項の請 求により買い取っ た旨を証する書類</p>	<p>……………</p>	<p>措置法34 条の2 2項22号 の2 措置法規 則17条の 2 1項 26号</p> <p>※1 ……。</p> <p>※2 「決議特定 要除却認定マン ション」とは、 マンション建替 法第109条第1 項に規定する決 議特定要除却認 定マンションを いう。以下この 項において同 じ。</p> <p>※3 ……、 決議特定要除却 認定マンション を除却した後の 土地に新たに建 築されるマンシ ョン建替法第2 条第1項第1号 に規定するマン ションに関する 事項の記載があ るものに限る。</p> <p>※4 ……。</p>	<p>(22の2) 通行障害 既存耐震不適格 建築物(※1) に該当する決議 要除却認定マン ション(※2) の敷地の用に供 されている土地 等につきマンシ ョン敷地売却事 業(※3)が実 施された場合に おいて、……</p>	<p>(イ) 当該マンション 敷地売却事業に係 る決議要除却認定 マンションが通行 障害既存耐震不適 格建築物に該当す ること、……、 決議要除却認定マ ンションを除却し た後の土地に新た に建築されるマン ション建替法第2 条第1項第1号に 規定するマンショ ンに関する事項の 記載があること及 び……</p> <p>(ロ) ……又は 当該土地等をマン ション建替法第 124条第1項の請 求により買い取っ たものである旨を 証する書類</p>	<p>……………</p>	<p>措置法34 条の2 2項22号 の2 措置法規 則17条の 2 1項 27号</p> <p>※1 ……。</p> <p>※2 「決議要除 却認定マンショ ン」とは、マン ション建替法第 109条第1項に 規定する決議要 除却認定マンシ ョンをいう。こ の項において同 じ。</p> <p>※3 ……、 決議要除却認定 マンションを除 却した後の土地 に新たに建築さ れるマンション 建替法第2条第 1項第1号に規 定するマンショ ンに関する事項 の記載があるも のに限る。</p> <p>※4 ……。</p>
<p>23 ……</p>	<p>……………</p> <p>(イ) …… 当該土地を買い 取った旨を証する 書類</p> <p>(ロ) …… A 当該土地が措 置法令第22条の 8第26項各号に</p>	<p>……………</p>	<p>措置法34 条の2 2項23号 措置法規 則17条の 2 1項 27号</p> <p>※ ……。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p>	<p>23 ……</p>	<p>……………</p> <p>(イ) …… 当該土地を買い 取ったものである 旨を証する書類</p> <p>(ロ) …… A 当該土地が措 置法令第22条の 8第28項各号に</p>	<p>……………</p>	<p>措置法34 条の2 2項23号 措置法規 則17条の 2 1項 28号</p> <p>※ ……。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p>

改 正 後					改 正 前				
	掲げる鳥獣の生息地で国又は地方公共団体において保存することが緊急に必要なものとして同項の規定により指定したものである旨を証する書類 B 当該土地を当該鳥獣の生息地として保存するために <u>買い取った旨</u> を証する書類				掲げる鳥獣の生息地で国又は地方公共団体において保存することが緊急に必要なものとして同項の規定により指定したものである旨を証する書類 B 当該土地を当該鳥獣の生息地として保存するために <u>買い取ったものである旨</u> を証する書類		
②4	(イ) 当該土地を <u>買い取った旨</u> 及び..... (ロ)	措置法34条の2 2項24号 措置法規則17条の2 1項 <u>28号</u>		②4	(イ) 当該土地を <u>買い取ったものである旨</u> 及び..... (ロ)	措置法34条の2 2項24号 措置法規則17条の2 1項 <u>29号</u>	
②5	(イ) 当該土地等が <u>左欄</u> の農用地区域内にある農用地である旨及び当該土地等の買取りにつき <u>左欄</u> の協議に係る農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による通知をしたことを証する書類 (※3)	措置法34条の2 2項25号 措置法令22条の8 <u>27項</u> 措置法規則17条の2 1項 <u>29号</u>	※1 ※2 ※3	②5	(イ) 当該土地等が <u>左</u> の農用地区域内にある農用地である旨及び当該土地等の買取りにつき <u>左</u> の協議に係る農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による通知をしたことを証する書類 (※3)	措置法34条の2 2項25号 措置法令22条の8 <u>29項</u> 措置法規則17条の2 1項 <u>30号</u>	※1 ※2 ※3

改 正 後					改 正 前				
	(ロ) 当該土地等を当該協議に基づき <u>買い取った旨を証する書類</u>				(ロ) 当該土地等を当該協議に基づき <u>買い取ったものである旨を証する書類</u>		
	(ハ) 当該土地等の <u>買い取りをする者が左欄の農地中間管理機構に該当する旨を証する書類</u>				(ハ) 当該土地等の <u>買い取りをする者が左欄の農地中間管理機構に該当する旨を証する書類</u>		

改正後				
別表5				
農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考
④	(イ)	※1
	(ロ)	※2
	A	※3
	(A)		
	(B)		
	(C) これら	福島県知事		
	の資産に			
	係る権利			
	の移転に			
	つき福島			
	復興再生			
	特別措置			
	法第17条			
	の20《農			
	用地利用			
	集積等促			
	進計画の			
	公告》の			
	規定によ			
	り公告を			
	した旨及			
	び当該公			
	告の年月			
	日を証す			
	る書類			
	B			
	(A)		
	(B)		

改正前				
別表5				
農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考
④	(イ)	※1
	(ロ)	※2
	A	※3
	(A)		
	(B)		
	B			
	(A)		
	(B)		

改正後					改正前				
	(A)				(A)		
<hr/>					<hr/>				

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(経過的处理…改正通達の適用時期(2))</u> この法令解釈通達による改正後の「別表1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表」中の「区分欄⑩」及び「別表4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表」中の「区分欄⑫の2」(「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改正する部分に限る。)の取扱いは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第62号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から適用する。</p> <p><u>(経過的处理…改正通達の適用時期(3))</u> この法令解釈通達による改正後の「別表2 収用証明書の区分一覧表」中の「区分欄⑭」の取扱いは、令和4年4月1日から適用する。</p> <p><u>(経過的处理…改正通達の適用時期(4))</u> この法令解釈通達による改正後の「別表2 収用証明書の区分一覧表」中の「区分欄⑮」、「区分欄⑮の2」(「第11号」を「第12号」に改正する部分に限る。)及び「区分欄⑮の3」の取扱いは、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>